

件名	5 陳情第 2 4 号 「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
<p>【要 旨】 カソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書を国に提出してください。</p> <p>【理 由】 政府は年内で期限切れを迎える「燃料油価格激変緩和補助金」を 2024 年 4 月末まで延長する方向です。この制度は石油元売事業者・輸入事業者に補助金を支給し、卸価格の抑制を通じて店頭価格を抑える仕組みです。補助制度の延長は一面では歓迎されますが、石油元売事業者・輸入事業者を対象としているため補助金の支給幅どおりに末端の小売価格が抑制されていない現状があります。</p> <p>このようなことから、世論の反応は厳しく、補助金の延長ではなく、ガソリン税の上乗せ分 25. 1 円の課税を停止するトリガー条項の発動とガソリン税に消費税がかかっている仕組みを廃止し、減税を求める声が広がっています。</p> <p>8 月 31 日には日本自動車連盟（JAF）もトリガー条項分の 25. 1 円およびガソリン税の部分に消費税がかけられている仕組みの廃止や解消を求める声明を出しています。</p> <p>世界的に光熱費やガソリン価格が上昇し、多くの市民が苦慮する一方、大手石油会社は記録的な利益を上げ、日本では円安や緊迫化する国際情勢の影響もあり、価格が下がる見込みはありません。</p> <p>このような状況は、地元住民や中小事業者・個人事業者などの仕事とくらしを直撃し、地域経済にも大きな影響を与えています。今必要なのは好収益に沸いている石油元売事業者・輸入事業者に補助金を払うのではなく、国民生活を根本的に安定させるための減税です。</p> <p>上記の理由により、国にはトリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求めます。</p> <p>以上のことから、貴議会に対し、地方自治法 99 条の規定により、上記意見書を国に提出することを陳情します。</p>	

※原文のまま掲載しています。